

第3期横浜市子ども・子育て会議 第6回 保育・教育部会
第31期横浜市児童福祉審議会 第6回保育部会 合同会議

日時：平成29年9月11日(月) 18:10～

場所：マツ・ムラホール

議事次第

1 開会

2 議事<公開案件>

- (1) 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」の中間見直しについて
【子子会議】

3 議事<非公開案件>

- (1) 横浜市預かり保育幼稚園等の新規認定について【子子会議】
(2) 内装整備費補助事業に伴う新設保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について【児福審】
(3) 法人の自主財源による整備に伴う新設保育所の認可について【児福審】
(4) 小規模保育事業の認可及び補助金交付先法人の審査について【児福審】
(5) 家庭的保育事業の認可及び助成金交付先法人の審査について【児福審】
(6) 幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について【子子会議】
(7) 民間保育所等防犯対策強化事業の補助金交付先法人の審査について【児福審】

4 その他

5 閉会

[配付資料]

資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第31期横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿

資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会 事務局名簿

資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱

資料4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱

資料5 量の見込み算出シート(幼稚園預かり保育1号、2号)

資料6 審議案件資料 <別冊ドッジファイル>

資料7 申請書類一式 <別冊ドッジファイル>

第 3 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
第 31 期横浜市児童福祉審議会 保育部会
委員名簿

【敬称略 50 音順】

< 第 3 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会 >

◎：部会長 ○：職務代理者

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	千葉明德短期大学保育創造学科 教授	○ 石井 章仁	臨時委員
2	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
3	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	◎ 神長 美津子	
4	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会事業本部担当部長 兼 男女共同参画センター横浜相談センター長	菊池 朋子	臨時委員
5	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	
6	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	臨時委員
7	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	長谷山 景子	臨時委員
8	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
9	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	丸山 智美	
10	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 相談役	村田 由夫	

< 第 31 期横浜市児童福祉審議会 保育部会 >

◎：部会長 ○：副部会長

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	千葉明德短期大学保育創造学科 教授	○ 石井 章仁	
2	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
3	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	◎ 神長 美津子	
4	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会事業本部担当部長 兼 男女共同参画センター横浜相談センター長	菊池 朋子	
5	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	臨時委員
6	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	
7	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	長谷山 景子	
8	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
9	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	丸山 智美	
10	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 相談役	村田 由夫	

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	子育て支援部長	宮本 正彦
	保育対策等担当部長	吉田 隆彦
課長	子育て支援課長	永井 由香
	保育・教育運営課長	武居 秀顕
	保育・教育運営課 給付・支給認定担当課長	青木 正博
	保育・教育運営課 保育運営担当課長	古石 正史
	保育・教育人材課長	伊藤 ゆかり
	保育・教育人材課 幼・保・小連携担当課長	金子 正人
	保育対策課長	金高 隆一
	保育対策課担当課長	片山 久也
	こども施設整備課長	山本 淳一
	企画調整課長	福嶋 誠也
	係長	子育て支援課 子育て支援係長
子育て支援課 幼児教育係長		眞子 里織
保育・教育運営課 運営調整係長		大槻 彰良
保育・教育運営課 運営指導係長		遠藤 和宏
保育・教育運営課 指導等担当係長		長田 和彦
保育・教育人材課 担当係長		宮本 里香
保育対策課 担当係長		佐藤 洋平
保育対策課 担当係長		菊池 仁
こども施設整備課 担当係長		水野 文彬
こども施設整備課 整備等担当係長		畠山 久子
こども施設整備課 整備等担当係長		三堀 浩平
こども施設整備課 整備等担当係長		伊藤 敬
こども施設整備課 整備等担当係長		里居 真一
こども施設整備課 整備等担当係長		渡辺 貴士
こども施設整備課 整備等担当係長		永山 智文
企画調整課 企画調整係長		柿沼 千尋
企画調整課 担当係長		万年 邦佳

横浜市子ども・子育て会議条例

制 定 平成 25 年 3 月 27 日 条例第 18 号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第 1019 号（局長決裁）
最近改正 平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 310 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
 - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
 - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
 - (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第

1 項第 3 号関係)

(5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事 (条例第 2 条第 1 項第 3 号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第 3 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 2 条第 3 項について、部会長に準用する。

(会議の公開)

第 4 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 (平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号) 第 31 条の規定により、子育て会議 (部会の会議を含む。) については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 5 条 委員長又は部会長は、子育て会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

横浜市児童福祉審議会条例

〔平成12年 2月25日〕
〔 条 例 第 5 号 〕

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。
横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「保育・教育施設等」という。）における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事（第 8 項第 10 号関係） 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。（第 8 項第 2 号関係） 3 児童の一時保護に関する事。（第 8 項第 3 号関係）

	<ul style="list-style-type: none"> 4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係) 5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係) 6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係) 7 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	<ul style="list-style-type: none"> 1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係) 2 その他、障害児の福祉に関する事。
放課後部会	<ul style="list-style-type: none"> 1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10)児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

量の見込み算出シート

資料 5

地域子ども・子育て支援事業		コ 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業					
本市事業		<p>ア 幼稚園(預かり保育・1号認定)</p> <p>イ 幼稚園(預かり保育・2号認定)</p> <p>その他(ウ 保育所(一時保育)、エ 横浜保育室(一時保育)、オ 乳幼児一時預かり事業、カ 親子のつどいの広場での一時預かり、キ 横浜子育てサポートシステム、ク 24時間型緊急一時預かり、ケ 休日保育)</p>					
対象年齢		(下記「概要」参照)					
方法		<p>国「手引き」を一部アレンジ</p> <p>※ 参照する「手引き」の事業区分：(5)一時預かり事業 等</p> <p>「手引き」で対象とする潜在家庭類型(下記「概要」参照)</p>					
算出根拠		<p>■国「手引き」による31年度の量の見込み</p> <p>【ステップ1：幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】</p> <p>①1号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプC、D、E、F [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」＝「潜在家庭類型別児童数(人)×利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)×潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」＝ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間)</p> <p>②2号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプA、B、C、E [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」＝「潜在家庭類型別児童数(人)×利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)×潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」＝ニーズ調査により把握した、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの就労日数(年間)</p> <p>【ステップ2：その他の量の見込み】 [対象潜在家庭類型]全て [対象年齢]0歳～5歳 「量の見込み(人/年)」＝「潜在家庭類型別児童数(人)×利用意向(日/年)」 -【ステップ1】①における量の見込み(人/年) -ニーズ調査における不定期事業利用状況の回答で「ベビーカー」及び「その他」の利用日数の累計(人/年) ・「潜在家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)×潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」＝ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向日数(年間)</p> <p>■「手引き」アレンジの内容 ア. 計画最終年度(31年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」により31年度の量の見込みを算出して、25年度実績から31年度にかけて平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。 イ. 国手引きにより算出した31年度の量(見込み)が25年度実績に比べて著しく低い場合は補正した。 ⇒25年度の当該区の3～5歳の人口に対する31年度と同推計人口の割合を、当該事業の25年度の実績に乗じて31年度の量の見込みとした。</p>					
指標(単位)		延べ利用者数(年間)(人/年)					
見直しの考え方		<p>ア 幼稚園(預かり保育・1号認定)</p> <p>イ 幼稚園(預かり保育・2号認定)</p> <p>・28年度実績が当初計画を大幅に上回るため、実績の増加数の伸び率等をもとに上方修正を行う。</p> <p>その他(ウ～ケ)</p> <p>・昨年度新たに算出した推計人口に更新して見直す。なお、ニーズ調査に基づく利用意向割合を用いている事業であるため、実績との乖離に基づく下方修正は行わない。</p>					
年度		備考					
幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	<p>【27年度実績】</p> <p>幼稚園(預かり保育・1号認定) : 522,192人/年</p> <p>幼稚園(預かり保育・2号認定) : 702,423人/年</p> <p>その他 : 313,736人/年</p> <p>【28年度実績】</p> <p>幼稚園(預かり保育・1号認定) : 541,479人/年</p> <p>幼稚園(預かり保育・2号認定) : 790,263人/年</p> <p>その他 : 315,111人/年</p>
幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	554,519	561,438	568,348	575,266	582,178	
全市	量の見込み	-	-	-	617,304	661,691	
	量の見込み (見直し後)	555,575	591,043	626,504	661,971	697,435	
その他	量の見込み (見直し後)	-	-	-	1,000,087	1,140,268	
量の見込み(暫定版)	量の見込み (見直し後)	365,351	408,861	452,358	495,860	539,359	
		-	-	-	518,102	583,843	

鶴見区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	25,540	26,800	28,060	29,321	30,581
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	-	-	-	28,417	30,842
	その他	量の見込み (見直し後)		29,413	38,673	47,932	57,191	66,450
神奈川区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	-	-	-	72,918	89,009
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	-	-	-	82,884	106,715
	その他	量の見込み (見直し後)		33,649	39,060	44,470	49,881	55,292
西区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	22,746	24,756	26,766	28,776	30,786
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	-	-	-	27,889	31,049
	その他	量の見込み (見直し後)		26,509	27,417	28,324	29,231	30,138
南区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	14,754	15,415	16,076	16,736	17,397
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	14,101	14,075	14,049	14,022	13,996
	その他	量の見込み (見直し後)		-	-	-	22,302	22,302
中区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	19,604	19,361	19,117	18,873	18,629
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	20,005	22,265	24,525	26,784	29,044
	その他	量の見込み (見直し後)		19,095	20,833	22,571	24,308	26,046
港南区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	14,169	14,298	14,426	14,555	14,683
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	15,143	20,153	25,163	30,174	35,184
	その他	量の見込み (見直し後)		18,799	21,462	24,124	26,787	29,449
保土ヶ谷区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	29,299	28,911	28,522	28,134	27,745
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	29,851	29,188	28,524	27,861	27,198
	その他	量の見込み (見直し後)		17,721	18,904	20,086	21,269	22,451
旭区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	25,824	25,576	25,327	25,079	24,831
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	32,508	32,172	31,836	31,501	31,165
	その他	量の見込み (見直し後)		13,842	16,053	18,263	20,474	22,684
磯子区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	54,719	53,435	52,151	50,868	49,584
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	47,728	49,379	51,029	52,679	54,329
	その他	量の見込み (見直し後)		17,762	21,057	24,351	27,646	30,940
金沢区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	18,114	19,925	21,735	23,546	25,356
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	16,557	19,807	23,056	26,306	29,556
	その他	量の見込み (見直し後)		12,341	14,950	17,559	20,167	22,776
港北区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	32,784	32,590	32,395	32,201	32,007
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	21,217	22,597	23,977	25,358	26,738
	その他	量の見込み (見直し後)		17,736	17,932	18,127	18,322	18,517
鶴見区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	33,193	37,328	41,463	45,598	49,733
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	25,213	32,167	39,120	46,074	53,028
	その他	量の見込み (見直し後)		38,179	42,478	46,777	51,076	55,375

量の見込み(暫定版)

緑区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	23,637	24,552	25,466	26,381	27,295
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	-	-	-	25,567	27,528
	その他	量の見込み (見直し後)		27,276	27,188	27,100	27,295	30,400
青葉区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	73,498	72,373	71,247	70,122	68,996
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	60,121	59,200	58,279	57,359	56,438
	その他	量の見込み (見直し後)		-	-	-	90,308	90,308
都塚区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	48,680	48,719	48,758	48,797	48,836
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	52,678	52,631	52,584	52,538	52,491
	その他	量の見込み (見直し後)		-	-	-	66,986	70,311
戸塚区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	32,495	33,086	33,676	34,266	34,856
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	42,849	50,236	57,623	65,009	72,396
	その他	量の見込み (見直し後)		24,633	28,365	32,096	35,827	39,558
栄区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	15,138	14,899	14,660	14,422	14,183
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	23,037	22,674	22,311	21,947	21,584
	その他	量の見込み (見直し後)		10,102	10,575	11,048	11,522	11,995
泉区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	23,724	23,585	23,446	23,307	23,168
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	31,395	31,909	32,423	32,938	33,452
	その他	量の見込み (見直し後)		-	-	-	60,426	60,426
瀬谷区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	46,601	45,829	45,057	44,284	43,512
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	39,974	39,312	38,649	37,987	37,324
	その他	量の見込み (見直し後)		13,536	14,232	14,927	15,622	16,317
							51,933	51,933
							55,052	59,941
							15,454	15,981

量の見込み(暫定版)